

「個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する
審査基準について」の細部取扱について

令和6年1月25日

近畿運輸局自動車交通部長



I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可

3. 運転経歴等

(1) 35歳未満

②について

- ・ 10年間無事故無違反の確認は、近畿運輸局が指定する期間に自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書を、法令及び地理の試験合格後、指定する期日までに提出することによって行う。

4. 法令遵守状況

(1) ～(3)について

- ・ 許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消処分とする。

(1) について

- ・ 法令遵守状況については、申請者からの宣誓書（申請様式の公示による。）によって判断する。

(2) について

- ・ 道路交通法の違反等は、近畿運輸局が指定する期間に自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（過去5年間の記録を証明するもの）によって確認する。
- ・ 運転記録証明書の提出は、平成14年1月18日付け近運旅二公示第6号「個人タクシー事業の許可等に係る試験の実施について」（以下「試験実施公示」という。）Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合は、試験合格後に指定する期日までとする。

5. 資金計画

(1) について

- ・ ④については、契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書など、計画車両が任意保険又は共済に加入する計画があることを証する書類の添付を求め、確認する。

(2) について

- ・ 自己資金には、申請者本人名義の預貯金等とし、家族名義の預貯金等は含めない。

6. 営業所

(1) について

- ・ 個人タクシーの場合には、通常営業所と住居が同一であるが、住居と営業所を分離する特段の事情があり、かつ、住居とは別に営業区域内に設置する営業所において事業が適切に行うことが確実である場合に限り、近畿運輸局の判断により特例として同一でない場合も認めることができる。ただし、新規許可及び譲渡譲受認可に当たっては、住居と営業所は同一であることを要件とする。

(3) について

- ・ 自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。なお、当該挙証資料の写しの提出は申請時に添付し、必要に応じ挙証資料の原本の提示を求める。
- ・ 当該挙証資料の写しの提出又は原本の提示は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までとする。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出は求めない。

7. 事業用自動車

- ・ 購入の場合には、購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）によって確認する。
- ・ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることで使用権原を有するものと判断し、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）によって確認する。
- ・ 購入契約書又はリース契約書の写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までとする。なお、必要に応じ原本の提示を求める。
- ・ 営業区域の遵守等、適切な営業が確保されるよう、別に定めるところによる表示通達によるものとする。

8. 自動車車庫

(4) について

- ・ 自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。）の写しの提出をもって、使用権原を有するものとする。なお、必要に応じ原本の提示を求める。
- ・ ただし、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。
- ・ その他の書類（借用の場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等）については、提示又は写しの提出は求めない。

(5) について

- ・ 関係法令に抵触しない旨の宣誓書（申請様式の公示による。）を添付し、その他の書類については、提示又は写しの提出は求めない。

(6) について

- ・ 道路幅員証明書の提出をもって確認する。ただし、前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合は、この限りでない。また、私道の通行に関しては、当該私道の使用権原を有する者の承諾書を提出する。

(7) について

- ・ 確認に係る挙証資料の写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後に指定する期日までとする。なお、必要に応じ原本の提示を求める。

9. 健康状態及び運転に関する適性

(1) について

- ・ 健康診断は、申請後受験者による申請の場合は申請日前6か月以内に受診し、受診した健康診断書を申請時に添付する。

(2) について

- ・ 適性診断は、申請後受験者による申請の場合は申請日前1年以内に受診し、受診証明書又は適性診断書の写しを申請時に添付する。

10. 法令及び地理に関する知識

- ・ 試験に合格した者とは、試験実施公示Ⅰ.に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の①から③のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 申請前に法令及び地理の試験に合格している者(以下「申請前合格者」という。)であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。
- ② 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。
- ③ 申請前合格者であって、試験実施公示Ⅱ. 5. (2)の規定により合格が無効とされた者。

(以下、ただし書きについて)

- ・ 雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の「継続して10年以上」の判断については、申請日を含み申請日前10年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が60日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなす。
- ・ 雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の「継続して15年以上」の判断については、申請日を含み申請日前15年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が90日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなす。
- ・ 「申請日を含み申請日前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者として雇用されている者」及び「申請日を含み申請日前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者として雇用されている者」には、当初タクシー又はハイヤー運転者として雇用され引き続き運行管理者又は整備管理者に選任されている者は含まない。
- ・ 申請日を含み申請日前5年間無事故無違反の確認は、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書を、法令の試験合格後、指定する期日までに提出することによって行う。

Ⅲ. 許可等に付す期限及び条件

2. 新規許可等に付す条件

- ・ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者については、新法施行以降、許可等に付した期限の更新時点において、既に付されている条件から、(1)から(10)及び(13)、(14)の条件に変更する手続きを行う。

(1) について

- ・ 個人タクシー事業者が運転免許の取消処分となった場合、直ちに許可の取消処分と

する。

(11)について

- ・ 最終の更新の際に「満75歳の誕生日の前日まで(Ⅱ. 3. ②により許可を受けた場合は、満80歳の誕生日の前日まで)」の期限を付す。

IV. 譲渡譲受及び相続の認可(道路運送法第36条第1項及び第37条第1項)

1. 譲渡譲受の認可

(1)について

- ・ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者についても、年齢が満80歳の誕生日の前日までに、既に譲渡譲受認可申請がなされ、かつ、許可の条件において、事業者の申請により年齢が満80歳の誕生日の前日から譲渡譲受認可の日までの間、旅客の運送を行わないこととするときは、Ⅲ. 1. (2)に準じて、許可期限を認可の日までとすることができる。この場合において、満80歳に達する日から譲渡譲受認可の日までの間におけるⅣ. 1. (1)ただし書きの適用については、Ⅲ. 1. (2)が適用されており、かつ、従前の許可期限の日を過ぎているものとみなす。

(3)について

- ・ 当該申請に係る試験の結果が不合格となった者及び欠席者については、却下処分とする。

VII. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)

2. 関西国際空港における取扱い

(1)について

- ・ 「行政処分期間中」の判断については、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、道路運送法(昭和26年法律第183号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づく自動車等の使用停止処分期間が終了していないものとする。

IX. 拳証等

- ・ 拳証等のため必要に応じ最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求める。

附 則(平成20年 6月13日 近運自二公示第7号改正)

1. 改正後の通達は、平成20年 6月14日以降に処分を行うものから適用する。

附 則(平成21年 3月11日 近運自二公示第74号改正)

1. 改正後の通達は、平成21年 3月11日以降に処分を行うものから適用する。

附 則(平成24年 1月30日 近運自二公示第36号改正)

1. 改正後の通達は、平成24年 4月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(平成26年 1月27日 近運自二公示第42号改正)

1. 改正後の通達は、平成26年 1月27日以降に処分を行うものから適用する。

附 則(平成27年 1月14日 近運自二公示第20号改正)

1. 改正後の通達は、平成27年 4月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成27年10月 1日 近運自二公示第20号改正）

1. 改正後の通達は、平成27年10月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（令和 元年 8月 1日 近運自二公示第12号改正）

1. 改正後の通達は、改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附 則（令和 4年 3月31日 近運自二第35号改正）

1. 改正後の通達は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和 6年 1月25日 近運自二公示第43号改正）

1. 改正後の通達は、令和 5年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。